

周産期専門医資格更新認定試験 告示

一般社団法人日本周産期・新生児医学会「周産期専門医資格更新認定試験実施規定」に示す周産期専門医資格更新認定試験を下記のように実施する。今回は、2009年に周産期専門医を取得した方を対象に、専門医としての5年間の実績の評価とインターネット試験を実施する。

平成26年3月14日
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 田村 正徳
専門医制度委員会 委員長 松田 義雄
副委員長 楠田 聡

第3回周産期専門医(新生児)資格更新認定試験 第1回周産期専門医(母体・胎児)資格更新認定試験 —実施要項—

I. 受験資格

1. 日本国の医師免許(医籍)を有する。
2. 基本学会である日本小児科学会, 日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
3. 専門医資格更新を申請する時点で, 継続して日本周産期・新生児医学会会員であり, 会費を完納している。
4. 通算5年間, 周産期医療に従事し, 診療実績報告書を提出している。
5. 5年間の取得単位の合計が50単位以上かつ必須項目の合計が30単位以上ある。単位の詳細は【単位の解説】を参照する。

II. 申請書類

受験申請書類は下記に示す書類をそろえて, 出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に 簡易書留 で送付する。

1. 周産期専門医資格更新認定申請書
2. 診療実績報告書
3. 研修単位となる業績一覧
4. 日本国医師免許証のコピー
5. 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)
尚, 申請書類を記入する時は【申請書類の記入上の注意】を参照する。

III. 出願期間及びインターネット試験期間

1. 2014年7月1日(火)～2014年9月25日(木)の間に「II. 申請書類」に記載した書類の提出およびインターネット試験を行う。

2. 提出された申請書類に著しい不備、不足等があった場合、受理しないことがある。また、訂正、再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は更新資格を失う。

IV. 認定試験科目

1. インターネットで試験を行う。(30問) 試験の詳細は対象者へ6月初旬に郵送する。
2. 医師国家試験方式のMCQ形式に準じた形式とする。
3. 内容は最新の知識を問う問題、学会のシンポジウムや話題になったトピックス、最新のガイドライン、この5年間での新しい問題点など、専門医として知っておくべき内容とする。
4. 全問正解を以って合格とする。

V. 受験料

不要とする。

VI. 合否決定

専門医試験委員会は試験の適否を、専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

VII. 登録料及び資格更新の登録

1. 登録料 20,000 円
2. 登録申請を行うと、学会では専門医の更新を登録し専門医認定証を交付する。
登録料は郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する。

(銀行の場合)

三菱東京UFJ銀行 蒲田支店

店番 117 普通預金口座番号 2127802

一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(誤)シャ→(正)シヤ

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

他の金融機関からの振込用口座番号 〇一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0704183

VIII. 問合せ先・書類の送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 専門医更新係
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail: senmoni@jspm.org

【単位の解説】(研修単位となる業績について)

以下の項目の合計が 50 単位以上かつ必須項目*の合計が 30 単位以上ある。

- 1) 学術論文の発表 10 単位
周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。
- 2) 参加 10 単位＋筆頭演者として発表 10 単位
 - ① 本学会の学術集会*
 - ② 周産期学シンポジウム*
 - ③ 本学会が主催する教育関連セミナー* (指導医講習会 A コース)
- 3) 学術論文の発表 5 単位
 - ① 周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。
 - ② 上記①以外の周産期・新生児学関連の学術論文を、筆頭著者として発表。(専門医認定委員会の審査が必要)
- 4) 参加 5 単位＋筆頭演者として発表 5 単位
 - ① 日本小児科学会
 - ② 日本産科婦人科学会
 - ③ 日本小児外科学会
 - ④ 日本麻酔科学会
 - ⑤ 日本未熟児新生児学会
 - ⑥ 日本未熟児新生児学会教育セミナー
 - ⑦ 日本母体胎児医学会
 - ⑧ 日本糖尿病・妊娠学会
 - ⑨ 日本小児外科学会秋季シンポジウム
 - ⑩ 国際学会(周産期・新生児学に関連する演題について、筆頭演者として発表した場合)
- 5) 参加 2 単位＋筆頭演者として発表 2 単位
本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会
*学会ホームページ専門医制度(共通)の「研修単位となる学会, 研究会一覧」を参照
- 6) 新生児蘇生法講習会のインストラクター5 単位(補助は含まず)
- 7) その他, 上記以外の学会または研究会については専門医認定委員会に申請の上審査する。

【申請書類の記入上の注意】

1. 周産期専門医資格更新認定申請書
 - 1) 署名は黒インクまたは黒ボールペンを使用する。
 - 2) 連絡先は都道府県から記入する。
 - 3) 施設の異動があった場合は全ての施設を「専門医期間中の職歴」欄に記入する。
 - 4) 写真は裏面に名前を記入し貼付する。なお、この写真を専門医認定カードに使用する。
2. 診療実績報告書
施設の異動に関わらず, 5 年間の症例の有無を記入する。
3. 研修単位となる業績一覧
 - 1) 取得単位集計表
 - (1) 取得単位となる発表および論文は, 周産期医学と周産期医療に関連するものに限る。

- (2) 研修単位となる学会または研究会への参加・発表については、必須単位に該当する学会は「1. 本学会が10単位と定めた学会の参加・発表」欄へ、必須単位でない学会または研究会は「2. 本学会が承認した学会または研究会の参加・発表」欄へ記入する。なお、学会または研究会での発表は筆頭演者に限る。
- (3) 学術論文を単位とする場合は、「3. 学術論文」欄へ単位数を記入し、「学術論文刊行記録」を提出する。尚、学術論文は全て周産期・新生児学に関連した論文に限る。
- 学術論文については以下の3種類がある。①, ②については各自査読の有無を確認し、「査読の確認」欄に署名する。
- ① 査読制度のある学術雑誌に査読を受けて筆頭著者または corresponding author として発表した場合は10単位。
- ② 査読制度のある学術雑誌に査読を受けて共著者として発表した場合は5単位。
- ③ ①, ②以外の学術論文を筆頭著者として発表した場合は5単位となり、専門医認定委員会の承認を必要とする。
- (4) 項目ごとに単位数を記入する。必須単位30単位以上で総合計50単位以上となるように記入する。
- (5) 研修単位となる学会または研究会は、本学会ホームページの「専門医制度(共通)」中の「周産期専門医制度規定 5. 周産期専門医資格更新認定試験実施規定」及び「研修単位となる学会、研究会一覧」を参照のこと。

2) 学術集会参加記録簿

- (1) 参加した学会または研究会の出席証明書を貼付する。出席証明書はオリジナルの提出を原則とするが、名前の記入がある参加章はコピー可とする。専門医認定委員会の承認を必要とする。
- (2) 発表の場合は抄録のコピーを添付する。
- (3) 必須単位とその他の単位に分けて記入する。

以下の3), 4)は、単位として申請する場合のみ提出する。

3) 学術論文刊行記録

- (1) 著者名, 論題, 誌名, 発行年, 頁の順に記入する。
- (2) 論文の別刷(コピー可)を添付する。
- (3) 掲載予定の場合は受理票を添付する。

4) 新生児蘇生法講習会インストラクター記録簿

- (1) インストラクターをした場合に認め、補助の場合は単位とならない。
- (2) インストラクター認定番号及びコースの種類(A・B・I)を明記する。